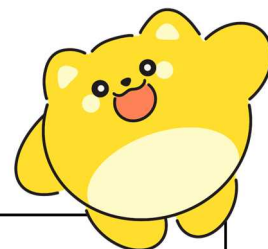


いちき串木野市 助成金・支援制度のご紹介

いちき串木野市で、一緒に働きませんか？



いちき串木野 PR キャラクター
ポメロニアン



- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1. 各種無償化【給食費・子ども医療費・保育料】 | 8. 新規創業等支援事業 |
| 2. 市内保育所等に就職した保育士等への補助 | 9. 店舗リフォーム補助金 |
| 3. イクボス企業応援助成金 | 10. 副業人材活用支援補助金 |
| 4. 外国人留学生への支援 | 11. 設備投資に対する固定資産税の課税免除 |
| 5. 薩摩スチューデント奨学プログラム | 12. トライアル輸出等支援助成金 |
| 6. 市内で住宅の購入・移住者の方への補助 | 13. 6次産業化推進奨励補助金 |
| 7. 空き家バンク | 14. その他 |

求人情報等はこちらから
ご覧いただけます！

いちき串木野市立ハローワーク
求人情報等



ハローワーク伊集院
求人情報等



いちき串木野市立ハローワーク

住 所：〒896-0014 いちき串木野市元町 224 (カッチェル 1 階)

電 話：0996-26-1191 FAX：0996-26-1192

メール：ichikikushikino-hw@po5.synapse.ne.jp



1 無償化【給食費・子ども医療費・保育料】		
区分	内容	問合せ先
①給食費	市立小中学校の給食費が無償化	☎市立学校給食センター ☎0996-33-0239
②子ども医療費	R6年10月診療分から18歳まで無償化	☎子どもみらい課 ☎0996-33-5618
③保育料	0～2歳まで無償化 ※3～5歳も国の制度で無償化 } 完全無償化	☎子どもみらい課 ☎0996-33-5618

2 市内保育所等に就職した保育士等へ補助します			
対象者	令和6年4月1日以降に市内私立認可保育所又は認定こども園に保育士等として新たに就職した方で、1年以上の勤務が見込まれ、保育所等に直接雇用された方（最大40万円補助）		
補助額	区分	常勤保育士	非常勤保育士
	新規就職者	20万円	10万円
	市外転入者	10万円	10万円
	1年経過後引き続き1年以上勤務	10万円	5万円
☎子どもみらい課☎0996-33-5618			



詳しくは、
こちらから

3 イクボス企業応援補助金			
対象者	イクボス宣言をしている市内事業者に対し、男性従業員の育児休業の取得期間に応じて助成します。		
補助額	育児休業等取得期間	助成金の額	
	5日以上1月未満	10万円	
	1月以上3月未満	15万円	
	3月以上6月未満	20万円	
	6月以上	25万円	
<p>※いちき串木野市イクボス宣言とは？</p> <p>イクボスとは、職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランス（仕事と生活の調和）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことです。</p> <p>イクボス宣言には、特に決まったルールや宣言書はありません。各社の状況に応じて宣言書を作成していただき、市子どもみらい課にご連絡ください。</p>			
☎子どもみらい課☎0996-33-5618			




詳しくは、
こちらから

4 外国人留学生への支援	
概要	本市で日本語を学ぶ外国人留学生の学業支援を行うと共に、市内企業・事業所の人材確保を図るため、市、神村学園専修学校及び企業等が連携し、卒業後に市内で働くことになる外国人留学生への経済的支援を行い、外国人が住みやすく働きやすいまちづくりの推進と地域の活性化を図るものです。
協定書締結	外国人留学生の留学期間中の勉学と生活の安定を図り、卒業後、市内企業等への就労が円滑に進むよう、当制度の利用に当たっては、市、神村学園専修学校及び企業等で協定書を結びます。
対象者・補助額	企業等が、神村学園専修学校を卒業後に当該企業等で就労が予定される外国人留学生に対し、学費等の10割を奨学金として支援した場合、市は当該企業等に対し、支払った額の9割を「留学生支援補助金」として交付します。
☎企画政策課☎0996-33-5628	



5 薩摩スチューデント奨学プログラム【次の4つです】 ㊟教育総務課 ☎0996-21-5126

(1) 薩摩スチューデント奨学ローン

毎月の上限額	高校生：3万円(最大108万円) 大学・短大・専門学校等：5万円(最大240万円)	 詳しくは、 こちらから (1)~(4)共通
申込先	鹿児島相互信用金庫串木野支店(市が協定書締結)	
申込条件	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に市が実施する説明会に参加 ・借入者は本市在住の保護者 ・申込日時点で就学者が満25歳以下の方に限る 	
その他	学生が薩摩スチューデント交流事業に参加すること等を要件として奨学ローン返済完了分の利息全額及び元金の一部又は全額補助を行います。	

(2) 奨学金返還支援制度

目的	日本学生支援機構等の奨学金を受けた方が本市に居住・就労することで奨学金の返還を支援します。(事前登録が必要)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等を卒業後、いちき串木野市内に居住し、市内に勤務している方 ・就職日時点で満30歳未満の方 ・対象者の2親等以内の親族が代表者又は取締役等の経営を担う事業所との雇用ではないこと ・他の奨学金等の返還補助を受けていないこと ・国や地方公共団体の職員でないこと

(3) 企業等と連携した奨学金返還支援基金の造成

安心して子育てができるよう、これから生まれてくる子どもたちが高校・大学等を卒業後、10年間かけて返済・補てんする期間は、制度として持続する必要があります。
行政だけで「薩摩スチューデント奨学プログラム」を運営するのではなく、本プログラムに必要な資金の一部について「企業版ふるさと納税」や市民・市内事業者の皆様の寄附を募ります。

(4) 薩摩スチューデント交流事業

市と学生とのつながりを市内企業等と連携して、学生との情報交換イベントを実施します。

6 市内に家を持ちたい市民・移住者の方へ最大300万円の補助があります

市内に家を建てるか購入すると、基本額10万円の支給があります。さらに下表の額が加算されます。

区分	民有地	市有地	分譲地※1	 詳しくは、 こちらから
若年世帯(45歳未満)	20万円	20万円	20万円	
中学生以下(上限4人)	20万円/人 最大80万円	20万円/人 最大80万円	20万円/人 最大80万円	
地元業者	20万円	20万円	20万円	
市有地等購入	—	最大50万円	最大150万円	
転入者	20万円	20万円	20万円	
基本額と加算額の合計	最大150万円	最大200万円※2	最大300万円※2	


※1 市土地開発公社が所有するウッドタウン団地・小城団地・矢倉団地・松尾団地

※2 市有地等購入の場合の合計金額は、土地購入費を上限とします。

㊟企画政策課 ☎0996-33-5628

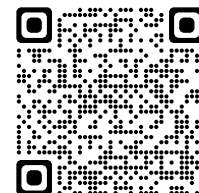
7 空き家バンク

空き家を【売りたい・貸したい】人と、【買いたい・借りたい】人をつなぐための制度であり、空き家の利活用などを図ることを、目的としています。

【売りたい・貸したい】方	登録できる方：空き家の売買や賃貸を行うことができる方。 登録できる物件：いちき串木野市内にある、居住を目的として建築した戸建て住宅で、空き家となっているもの。	 詳しくは、 こちらから
【買いたい・借りたい】方	HPにて空き家バンクに登録されている物件を紹介しています。物件の見学や相談などは、担当事業者へ直接連絡してください。	
空き家利用促進補助金	空き家バンクに登録された空き家の家財撤去などの補助があります。	

㊟企画政策課 ☎0996-33-5628

8 新規創業等支援事業 【次の3つです☎水産商工課☎0996-33-5638】					
市内で新規に出店または創業を行う方に対する各種助成制度があります。ぜひ、ご利用ください。					
(1) 空き店舗等活用促進事業補助金					
概要	市内空き店舗(空き家含)を借り上げ又は購入し、新規に出店する方(市内移転を除く)への店舗等改装経費と家賃の一部を対象として補助します。				
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以上営業を継続する見込みのある方 ・いちき串木野商工会議所又は市来商工会の推薦を受けた方 				
補助額	①改装経費：上限額 20 万円(対象経費の2分の1以内) ②家賃(駐車場代含む)：最初の半年は上限額 2 万円(対象経費の全額)、7～24ヶ月目までは上限額 1 万円(対象経費の2分の1以内) ※①②とも大規模小売店舗内テナントはその半額				
(2) 飲食店新規出店促進事業補助金					
概要	市内で飲食業の店舗を新築または空き店舗等を購入し新たに出店する方に対し補助します。				
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上営業を継続する見込みのある方 ・いちき串木野商工会議所又は市来商工会の推薦を受けた方 				
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の新築に係る経費 ・空き店舗等の店舗部分の購入及び改装に係る経費 ※土地の取得費用は対象外です。				
補助額	区分	内容	補助率	上限額	
			1/2	300万円	
	店舗の新築	市内事業者施工	1/2	300万円	
		市外事業者施工	1/3	200万円	
	空き店舗等	購入		1/2	100万円
改築		市内事業者施工	1/2	200万円	
		市外事業者施工	1/3	100万円	
(3) 創業支援事業補助金					
概要	補助金の年度内で創業する方、創業後2年未満の方へ、創業に係る経費に対し補助します。				
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以上営業を継続する見込みのある方 ・いちき串木野商工会議所又は市来商工会の推薦を受けた方 				
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・創業に係る設備購入経費：上限額 20 万円(対象経費の2分の1以内) ・広報費・外注費に係る経費：上限額 10 万円(対象経費の2分の1以内) ※最大30万円の補助が受けられます ※広報費・外注費は原則いちき串木野市内事業所に発注に限ります				



こちらから
(1)~(3)共通

9 店舗リフォーム補助金	
概要	市内小規模事業者が市内業者を利用して行う店舗のリフォームに対し補助します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で既に1年以上販売等を行っている小規模事業者 ・リフォームを行う店舗の所有者又は使用者 ・いちき串木野商工会議所又は市来商工会の推薦を受けた方 ・リフォームを行う店舗が、市空き店舗等活用促進事業補助金(上記1(1))の交付を受けていない方
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム補助対象工事額の総額が20万円以上を補助対象 ・上限額20万円(対象経費の2分の1以内) ※1回限り、1事業者1店舗に限ります
☎水産商工課☎0996-33-5638	



詳しくは、
こちらから



10 副業人材活用のおすすめ～こんな悩みありませんか～市補助制度を活用し課題解決！！

売上、利益を拡大するためにマーケティング強化、販路の開拓、事業拡大、業務改善に注力したい！

- 社内に解決できる人材がない。。。 専任者を雇うほどでもない。。。
なるべくコストは抑えたい。。。 コンサルに頼むほどでもない。。。



詳しくは、
こちらから

概要	副業人材を活用して、成長戦略の実現、経営課題の解決等の新たな取組を行う市内事業所に対し最大10万円の補助があります。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる事業所を有し、市が実施する副業人材の活用状況及び成果に関する調査並びに市内事業者の副業人材の活用促進の取組に協力できる方 ・いちき串木野商工会議所又は市来商工会の推薦を受けた方
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・副業マッチング支援企業等に支払う委託料及び手数料等 ・補助対象案件1件につき上限額10万円(対象経費の2分の1以内)

※副業人材とは…

都市部等で働く社員が本業とは別に、自分の得意とする分野を他社の企業利益のために他社が抱えている経営課題等(例:SNS等を活用した顧客の拡大を図りたい。経理部門のDX化や煩雑な事務作業を簡略化したい。等々)の解決に向けて月額数万円で手助けしてくれる人を副業人材と言います。

☎水産商工課 ☎0996-33-5638

11 設備投資に対する固定資産税の課税免除(過疎法に基づく)

概要	次に該当する事業者が、新たに設備投資する機械や建物等とその土地に対する固定資産税を3年間免除できる制度。課税免除を受けるには、申請が必要です。
対象業種	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業
対象地域	市内全域

事業者の規模(資本金)	1,000万円以下	1,000万円超～5,000万円以下	5,000万円超～1億円以下	1億円超
対象設備	機械・装置、建物・付属設備に係る新增設、改修含む		新增設のみ	
取得価格	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上		



詳しくは、
こちらから

※詳細については、着工前までにご相談ください。

☎水産商工課 ☎0996-33-5638

12 トライアル輸出等支援助成金


概要	海外販路開拓事業の新たな取り組みに伴い、いちき串木野市の事業者が海外へトライアル輸出等を実施する際に必要となる経費について支援を行い、事業の推進を図ります。
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. トライアル輸出又は海外で試験販売を実施する際に必要な経費 →商品輸送費、第三者機関における成分検査費用など 2. 海外で開催される展示会等(展示会、見本市、催事及び商談会)に出展する際に必要な経費 →旅費、出展料、商品輸送費、通訳翻訳費、広告宣伝費、機材使用料など
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ●補助率：補助対象経費の2分の1以内 ●補助上限：1事業者につき40万円/年度
その他	補助金を申請しようとする方または法人、団体は、補助金申請前に必ずシティセールス課へご相談ください。




詳しくは
こちらから

☎シティセールス課 食のまちシティセールス係 ☎0996-33-5640



13 6次産業化推進奨励補助金		
概要	地元産の農林水産物などを活用し、加工・販売・サービスなどに新たな付加価値を生み出す6次産業化に取り組む個人・団体などに対し、補助金を交付します。	 詳しくは こちらから
対象事業 (補助率)	1. ハード事業：製品の加工や保管に関する設備、機械の導入経費など。 (対象経費の2分の1以内で上限100万円) 2. ソフト事業：新商品開発などに要する経費や販路開拓に関する経費など。 (対象経費の2分の1以内で上限50万円)	
その他	補助金を申請しようとする方または法人、団体は、補助金申請前に必ずシティセールス課へご相談ください。	
☎シティセールス課 食のまちシティセールス係 ☎0996-33-5640		

14 その他にも・・・		
☆セーフティネット保証制度 取引先の倒産や自然災害等により経営に支障が生じている等、中小企業者への資金(融資)円滑化を図るための保証制度です。	 詳しくは、 こちらから	
☆生産性向上の設備取得の固定資産税減額 生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減支援措置(3年間1/2軽減、さらに賃上げ方針を従業員に表明した場合は、最大5年間1/3に軽減)や計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援(信用保証)します。		
☆あらゆる経営の相談に対応します！よろず支援拠点定期相談会 市内の個人事業主・小規模事業者・中小企業の方々の売上拡大・経営改善・商品開発等、経営上の様々なお悩みの解決のお手伝いをします。何度利用しても無料、事前予約制になります。 原則毎月第4金曜日・場所:いちき串木野商工会議所		
☎水産商工課 ☎0996-33-5638		

